

固定資産税(償却資産)申告の手引き

日頃より、当市の税務行政につきまして格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度の償却資産の申告時期となりましたので、申告書をお送りいたします。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっております。

つきましては、この手引きをご覧のうえ作成し、期限までに提出していただきますようお願い申し上げます。

1 申告していただく方

個人法人を問わず、毎年1月1日(賦課期日)現在、新庄市内に事業用の償却資産を所有している方。

2 申告の受付期間

令和2年1月6日(月)～1月31日(金)

3 申告の方法及び提出書類

償却資産申告書及び種類別明細書

(1) 初めて申告される方

①申告の対象となる資産

令和2年1月1日現在、新庄市内に所有する事業用資産

②申告書の備考欄(記入例の右下)について

・該当資産のない方は「該当資産なし」と記入してください。

(2) 前年度申告された方

種類別明細書に平成31年1月1日現在の所有資産を記載しております。

①申告の対象となる資産

平成31年1月2日から令和2年1月1日の間に取得した資産及び減少した資産

②申告書の備考欄(記入例の右下)について

- ・該当資産の増減、変更なし → 「増減なし」と記入してください。
- ・該当資産なし → 「該当資産なし」と記入してください。
- ・事業を廃止等された方 → 「廃止、解散、転出等」の旨と、その年月日を記入してください。

4 その他

・課税標準額は、申告書に記載された取得価額と耐用年数に基づいて算出いたします。取得価額と耐用年数の記載漏れがないようご注意ください。

・市様式の申告書を使用しない場合は、第26号様式の申告書を使用し、全資産の明細書を添付して下さい。その際、市様式の申告書をそのまま返送してくださるか、申告書に所有者コードの記入をお願いします。また、事務処理上、市様式の申告書を使用しない場合でも申告書を送付しております。ご了承ください。

※非課税、課税標準の特例対象となる該当資産を所有している場合は、特例適用の証明となる資料を添付してください。

※法人番号が記載されている方は法人番号の確認、記載されていない方は記入をお願いします。

申告書の提出及びお問い合わせ先

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号

新庄市税務課 資産税室

電話 0233(22)2111 (内線145・155)

H P <http://www.city.shinjo.yamagata.jp>

E-mail zeimu@city.shinjo.yamagata.jp

事業用の車両及び運搬具をお持ちの方へ

小型特殊自動車は、固定資産税（償却資産）の対象ではなく・・・

軽自動車税の対象になります！！



小型特殊自動車とは、以下の表に記載された車両です。

所有されている車両について、お間違のないように申告してください。

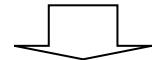
分類	車両の構造・呼称など	条件
①農耕作業用	農耕トラクター、田植機、刈取脱穀機(コンバイン)、農業用薬剤散布車、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高時速35km未満のもの
②その他	アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ、ダンパ、タイヤ・ドーザ、フォーク・リフト ホイール・ハンマ、グレーダ、ホイール・クレーン、ホイール・ブレーカ、ショベル・ローダ モータ・スイーパ、ロード・ローラ、スクレーパ、フォーク・ローダ、ストラドル・キャリア ターレット式構内運搬自動車、ロード・スタビライザ、ロータリ除雪車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	最高時速15km以下かつ 長さ 4.7m 以下 幅 1.7m 以下 高さ 2.8m 以下のもの

条件に当てはまれば



小型特殊自動車
【軽自動車税の対象】

条件に当てはまらない場合は



大型特殊自動車
【固定資産税（償却資産）の対象】

